

社会福祉法人電機神奈川福祉センター  
横浜市新杉田地域ケアプラザ指定通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人電機神奈川福祉センターが運営する横浜市新杉田地域ケアプラザ(以下「事業所」という。)で行う指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供するものとする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ① 事業所の職員は、利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、個別の機能訓練等を実施する。また、利用者の家族に対し介護方法の指導を実施する。
- ② 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 横浜市新杉田地域ケアプラザ  
所在地 横浜市磯子区新杉田町8番地7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

《単位I》

管理者 1名

管理者は、業務の管理を一元的に行う。

生活相談員 4名(常勤、非常勤兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。

看護職員 3名(看護師・非常勤兼務)

看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行う。

介護職員 18名(常勤、非常勤兼務)

介護職員は、入浴、排せつ、食事、機能訓練時の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。

機能訓練指導員 5名(看護師・非常勤兼務)

機能訓練指導員は、通所介護における機能訓練プログラムを作成するとともに、他の職員に対し技術指導等を行う。

ドライバー 7名(非常勤兼務)

ドライバーは、施設への送迎時に車両の運転をし、送迎時の介護補助を行う。

(営業日・営業時間、及びサービス提供日・サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日・営業時間、及びサービス提供日・サービス提供時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、春分の日、海の日、秋分の日、及び12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 9時00分～17時00分とする。

《単位I》

サービス提供日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。

ただし、春分の日、海の日、秋分の日及び12月29日から1月3日までを除く。

サービス提供時間

9時30分～16時35分とする。

(通所介護事業の内容及び利用料等)

第6条 指定通所介護事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省告示上の額(別表2のとおり)とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- ① 生活指導(相談援助等)
- ② 個別機能訓練(日常動作訓練)
- ③ 栄養マネジメント
- ④ 口腔機能向上
- ⑤ 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等のサービス)
- ⑥ 介護方法の指導(家族介護者教室)
- ⑦ 健康状態の確認
- ⑧ 送迎
- ⑨ 入浴

2 食事の提供については、1回につき原材料費として700円を徴収する。

3 おむつ代等については、実費を徴収する。

4 第10条に定める通常の事業実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費は、公共機関を用いて要した額を徴収することができる。

5 第3項、第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(利用定員)

第7条 通所介護事業の利用定員は、次のとおりとする。

《単位I》

利用定員 35名とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やか

に主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、通所介護の実施中の非常災害に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練等を実施する。

(衛生管理)

第9条 事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情に内容等について記録し保存する。

3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事業実施地域)

第12条 通常の事業実施地域については、別表1のとおりとする。

(留意事項)

第13条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

① 事業所は、利用者の健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等が指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。

② 事業所は、飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間中に関わらず、途中でサービス提供を中止することができる。

(その他)

第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

① 採用時研修 採用後6か月以内

② 定期研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人

との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

(本規程の制定・改正・廃止)

第 15 条 この規程の制定・改正・廃止については、社会福祉法人電機神奈川福祉センター理事長の専決事項とし、直近の理事会において、その制定・改正・廃止を報告するものとする。

(虐待の防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

(本規程の制定・改正・廃止)

第 18 条 この規程の制定・改正・廃止については、社会福祉法人電機神奈川福祉センター理事長の専決事項とし、直近の理事会において、その制定・改正・廃止を報告するものとする。

## 附 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表 1

(事業実施地域)

磯子区	森 1～3 丁目、新森町、中原 1～4 丁目、新中原町、杉田 1～9 丁目、新杉田町、杉田坪呑
-----	---

別表2

## 通所介護、介護予防・日常生活総合支援事業所 運営規程 料金表

## 通所介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

【規模区分】		7時間以上8時間未満			
通常規模型通所介護費		利用料			
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	6,914円	692円	1,383円	2,075円
要介護2	1日につき	8,157円	816円	1,632円	2,448円
要介護3	1日につき	8,465円	847円	1,693円	2,540円
要介護4	1日につき	10,752円	1,076円	2,151円	3,226円
要介護5	1日につき	12,049円	1,205円	2,410円	3,615円

## 【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
入浴介助加算	1日につき	+50	536円	54円	108円	161円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1日につき	+56	600円	60円	120円	180円
口腔機能向上加算	1回につき(月2回まで)	+150	1,608円	161円	322円	483円
事業所が送迎を行わない場合の減算	片道につき	-47	503円	51円	101円	151円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日につき	+18	192円	19円	38円	57円

介護職員 処遇改善加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)
加算(Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、職場環境等要件を満たす対象事業所	介護報酬総単位数×4.3% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価

## 通所型サービス費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額によ

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
介護予防通所介護費(Ⅰ)、介護予防通所介護費(Ⅱ)週1回		1,647	1月につき 17,655円	1,766円	3,531円	5,297円
介護予防通所介護費(Ⅱ)週2回		3,377	1月につき 36,201円	3,621円	7,241円	10,861円

## 【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
運動器機能向上加算	1月につき	+225	2,412円	242円	483円	724円
口腔機能向上加算	1月につき	+150	1,608円	161円	322円	483円
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ	要支援1	+72	771円	77円	154円	231円
	要支援2	+144	1,543円	154円	308円	463円

介護職員 処遇改善加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)
加算(Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、職場環境等要件を満たす対象事業所	介護報酬総単位数×4.3% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価

## 【介護保険給付対象外サービスの利用料】

昼食代	1食 650円
おやつ代	1食 50円
行事代	趣味の教室等で使用した材料費等を実費請求します。
通常の実施地域を越える交通費	通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。(別途見積もりいたします。)